

1か月児健康診査費用助成のおしらせ

玉川村では令和6年4月より子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、1か月児健康診査の費用助成を行います。

1か月児健康診査は、お子さんの発育が順調か、病気にかかっていないかなどを確認するための大切な健診です。ぜひ受診しましょう。

《対象者》

令和6年4月1日以降に1か月児健康診査を受診した乳児の保護者
※健診受診日において、玉川村に住民票があるお子さんが対象となります。

《助成金額および回数》

上限**6,560円**（1人につき1回）※差額分は自己負担となります。

《助成方法》

①1か月児健康診査を受診した医療機関窓口で健診費用を全額自己負担で支払います。



②村保健センターで助成申請の手続きを行います。
※申請は、医療機関に支払った日から1年以内に申請してください。



③後日、指定の口座に村助成金（上限6,560円）をお振込みいたします。

《申請時の必要書類》

- ◆玉川村1か月児健康診査助成申請書
- ◆医療機関が発行する領収書
- ◆母子手帳（1か月児健康診査の結果が記入されているもの）
- ◆振込先預金通帳の写し



【申請・お問い合わせ先：玉川村保健センター 電話：0247-37-1024】